

埼玉県議会議員一般選挙 無投票のお知らせ

3月31日(金)告示の埼玉県議会議員一般選挙西第13区(滑川町、嵐山町、小川町、鳩山町、ときがわ町)は、立候補届出の数が選挙すべき人員を超えないため、無投票となりました。

お手元に届いた埼玉県議会議員一般選挙投票所入場券は廃棄いただきますよう、お願いいたします。

**4月1日(土)からの期日前投票
及び**

4月9日(日)の投票はありません。

滑川町議会議員一般選挙のお知らせ

告示日 令和5年4月18日(火)
投票日 令和5年4月23日(日)

☆期日前投票ができる期間及び時間
4月19日(水)～4月22日(土)
午前8時30分～午後8時00分まで
※選挙期日の告示日(4/18)は投票できません。

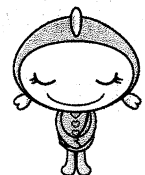
☆期日前投票所 滑川町役場

☆選挙公報について

「選挙公報」を、令和5年4月21日(金)の朝刊に新聞折込み※いたします。
なお、選挙公報は「滑川町役場庁舎内」及び「滑川町コミュニティセンター内」での配布もいたします。(配布は4/22まで(なくなり次第配布終了))
※折込みする新聞の名称…朝日新聞、日本経済新聞、埼玉新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、東京新聞、報知新聞の各朝刊
※選挙公報は町ホームページでもご覧いただけます。

滑川町議会議員一般選挙の投票所入場券は、4/11(火)より順次発送予定です。

※埼玉県議会議員一般選挙の入場券と間違えないようご注意ください。



<問い合わせ先>

滑川町選挙管理委員会
電話：0493-56-2211(代表)

不在者投票等に関する情報は
裏面をご確認ください。

○代理投票

身体の障害等により、ご自身で文字を書くことができない方は、投票所の受付においてお申し出ください。投票所の代理投票補助者が、選挙人の意思を確認し、代理で投票用紙に記載します。

※介助者等が代筆することはできません。

○点字投票

視力に障害のある方には、点字器と点字用投票用紙を用意してありますので、投票所の受付においてお申し出ください。

○不在者投票

不在者投票は事前の申請等が必要となります。手続きに時間を要しますので、お早めにお問い合わせください。

・滞在先での不在者投票

国内での長期出張等で、投票日に投票所へ行くことができない方は、滞在する最寄りの市区町村選挙管理委員会で投票することができます。

・指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した施設（病院、老人ホーム等）に入院又は入所中の方は、その施設で投票することができます。施設によって、投票の日を指定する場合がありますので、お早めに施設の方へご相談ください。

・郵便等による不在者投票

身体に重度の障害等があり、投票所へ行くことができない方で、一定の要件（下記の表参照）に該当する場合は、自宅等で投票することができます。なお、事前の申請が必要となります。

【身体障害者手帳】

障 害 名	障害の程度		
	1 級	2 級	3 級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
免疫、肝臓の障害	○	○	○

【戦傷病者手帳】

障 害 名	障害の程度			
	特別 項症	第1 項症	第2 項症	第3 項症
両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

【介護保険の被保険者証】

要介護状態区分	要介護5
---------	------

・特例郵便投票制度

新型コロナウイルス感染症の患者は、所定の手続きにより自宅等で投票することができます。

※濃厚接触者は対象となりません。